

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑥」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
73	和歌山県	遠隔医療の実証	和歌山県	<p>地域医療を支える新しい医療の仕組みとしてDtoD型の遠隔医療を推進するため、特区内において以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県立医科大学附属病院で平成26年7月から実施している「遠隔外来(コンサルテーション)」を拡充し、遠隔医療の本格的な実証を行い、専門医側も含めた診療報酬算定の新しいルールを確立する。 ・さらに、海外の医療機関と遠隔医療で連携し、日本での治療を希望する外国人患者の受け入れや、国際的に高い評価を得ている医療技術の外国人医師への教育を行う。 	<p>医大病院の専門医による遠隔外来を拡充することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域の拠点病院において、医大病院の最高水準の医療を提供することが可能となり、医療の地域格差が是正される。 ・病院勤務医等の負担が軽減され、医療サービスの質の向上に繋がる。 ・遠隔診療の症例を重ねることにより、へき地診療所等での看護師等を介した遠隔診療の実施に繋がる。 <p>また、外国人患者の受け入れや、外国人医師への教育を行うことにより、医大病院を中心とした「国際医療拠点」の形成に繋がる。</p>	<p>患者の居宅等と医師等の間で行われる遠隔診療については、原則として、離島、へき地の患者の場合などに限られている。</p> <p>医療機関と専門医等の間で行われる遠隔診療については、診療報酬の配分方法に明確なルールがない。</p> <p>国内患者の入院待ち、手術待ちがある中で、外国人患者の受け入れができない。</p>	<p>医師法第20条</p> <p>健康保険法第76条</p> <p>医療法第30条の4 【国家戦略特別区域法第14条】</p>	<p>特区内においては、離島、へき地の患者の場合などに限定せず、広く遠隔医療を実施することを可能にする。</p> <p>特区内においては、遠隔診療を診療報酬体系に位置付け、専門医側が直接診療報酬を請求することを可能にする。</p> <p>特区内においては、既存の基準病床数に加えて、医療機関の開設・増床の申請を許可することを可能にする。 【既存メニューの活用】</p>	